

調査の概要

1 調査の目的

我が国における民営の事業所及び企業の活動の状態を調査し、

(1) 事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにする

(2) 各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を整備することを目的として実施した。

2 調査の沿革

この調査は、統計法に基づく指定統計調査（指定統計第2号）である。

昭和22年に事業所統計調査の名称で開始。昭和23年の第2回調査から、昭和56年までは3年毎に実施し、それ以後は5年毎に実施している。平成8年から企業の実態把握を拡充し、事業所・企業統計調査の名称に改めた。今回の調査は、その中間年（本調査の3年後）にあたる「簡易調査」として実施した。平成16年調査は第19回目に当たり、簡易調査としては平成11年調査に続き2回目となる。

3 今回調査の特徴

記入者負担の軽減や、調査の効率化を図るため、一枚の調査票で商業統計調査及びサービス業基本調査と同時に実施した。

4 調査の期日

平成16年6月1日

5 調査の対象

全国のすべての民営事業所。ただし、次に掲げる事業所は調査対象外とした。

(1) 日本標準産業分類（平成14年3月7日総務省告示第139号）の「大分類A - 農業」、「大分類B - 林業」及び「大分類C - 漁業」に属する個人経営の事業所

(2) 日本標準産業分類の「中分類83 - その他の生活関連サービス業（小分類832 家事サービス業に限る）」及び「中分類94 - 外国公務」に属する事業所

6 調査の単位

事業所（原則として、単一の経営者が事業を営んでいる1区画の場所を1事業所とした。単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合、それぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに1事業所とした。）

なお、次の事業所は、事業所・企業統計調査でいう事業所に含めていない。

ア 収入を得て働く従業者がいないもの

イ 休業中かつ従業者がいないもの

ウ 季節的に営業する事業所で、調査期日に従業者がいないもの

7 調査事項

【事業所に関する事項】

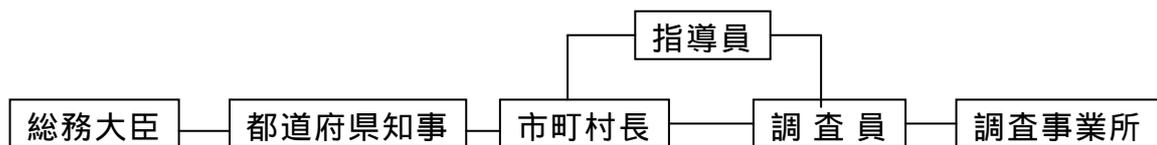
- (1) 事業所の名称及び電話番号
- (2) 事業所の所在地
- (3) 経営組織
- (4) 事業所の従業者
- (5) 本所・支所の別
- (6) 開設時期
- (7) 事業所の事業の種類

【会社企業に関する事項】

- (1) 資本金額又は出資金額
- (2) 会社全体の常用雇用者数
- (3) 会社全体の主な事業の種類

8 調査の方法

次の流れにより、調査員が調査票を調査事業所に配布及び収集する方法により実施した。



今回の調査は、商業統計調査と同時に実施したことにより、一部の指定事業所については、国及び都道府県が直接調査票を調査事業所に配布及び収集する方法（本社等一括調査方式）も取り入れた。

9 結果の利用

国や都道府県，市区町村における経済産業政策への対応，国土総合開発計画，地方都市整備計画，社会福祉施設などの整備計画等の立案や，将来展望の基礎資料として，また，学術研究や企業活動，企業経営などのために幅広く利用されている。